

小値賀町離島振興計画（案）

（令和5年度～令和14年度）

小 値 賀 町

目次

1. 小値賀町の概況.....	- 1 -
(1)沿革.....	- 1 -
(2)自然的条件.....	- 1 -
(3)人口の推移.....	- 1 -
2 小値賀町の振興の基本方針.....	- 3 -
3 計画の内容.....	- 4 -
(1)交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項.....	- 4 -
(2)産業の振興等に関する事項.....	- 8 -
(3)生活環境の整備に関する事項.....	- 12 -
(4)医療の確保等に関する事項.....	- 17 -
(5)介護サービス等の確保等に関する事項.....	- 18 -
(6)高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項.....	- 19 -
(7)教育及び文化の振興に関する事項.....	- 22 -
(8)観光の開発に関する基本的な事項.....	- 29 -
(9)防災対策に関する事項.....	- 30 -
(10)感染症発生時における住民の生活の安定等に関する事項.....	- 31 -
(11)小規模な離島への配慮に関する基本的な事項.....	- 31 -
(12)その他（まちづくり）（前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項）...-	- 32 -

1. 小値賀町の概況

(1) 沿革

旧藩時代は、平戸藩主松浦家の所領で、笛吹・前方・柳各村の農業者は各村における庄屋が統治していた。また、笛吹浦・筒井浦・斑浦には浦役所が設けられ、漁業者はその管轄に属した。

明治5年、区制施行により隣の宇久島と合わせて長崎県の第26大区となり、笛吹村に区務所が置かれた。更に大区を5小区に分割され、笛吹村が第1の小区、柳村が第2の小区、前方村が第3の小区となった。

明治12年、郡制施行により北松浦郡の管轄となり、各村に戸長役所が置かれ、明治15年7月には町村行政区画が改正され、3村が合併して笛吹村他2ヶ村の戸長役所が笛吹村に置かれた。

明治22年4月、町村制実施により3村に分離、各村に役場が置かれた。

大正15年4月1日、3村合併により小値賀村を創設、昭和15年2月11日、町村制を施行し「小値賀町」となった。

(2) 自然的条件

本町は、小値賀本島を中心として、その周辺に散在する大小17の島からなっている。五島列島の北端に位置し、北は宇久島に7.5km、南は5.5kmを隔てて上五島に相対し、東は海を隔てて九州大陸に、西は遠く東シナ海に臨んでいる。総面積は25.53㎢で、内訳は、小値賀本島が12.23㎢、属島の合計が13.30㎢である。本島には中央部に海拔104mの番岳が所在し、西方・北東方・南東方海岸に丘陵が広がる。いずれも火山の噴出によって生じたもので、珍しい火山島群である。地形は一般に平坦で、海岸線の出入りが多く、東方には、自然の良港前方港、南方には本町の海上交通の要所であり、水産業の拠点でもある小値賀港が所在する。土層は深い、高山や森林に乏しいため水源に恵まれず、水田が少なく畑作が主である。

(3) 人口の推移

本町の人口は、昭和25年をピークに減少の一途をたどってきた。とはいえ、昭和30年代半ばまでは1万人を超え、減少とはいえ極めて緩やかな推移を示してきた。それが昭和30年代の後半、とりわけ昭和40年代に急激な減少をみるようになった。これは、我が国が高度成長による就業構造の変化を迎えたことで、若者が就職や進学のために島外に流出したことが影響している。一旦、減少の坂を下り始めた人口は加速化し、社会

現象に加えて自然動態も減少に転じた。その結果国勢調査で、昭和60年は5,101人と四半世紀前の半減という状況になり、令和2年には2,288人と、ピーク時の約21%まで減少するに至っている。

調査年	総人口	男	女	増減率
昭和5年	9,852	4,677	5,175	—
昭和10年	9,478	4,594	4,884	△3.80
昭和15年	9,144	4,536	4,608	△3.52
昭和20年	10,753	5,097	5,656	△17.60
昭和25年	10,968	5,311	5,657	△2.00
昭和30年	10,912	5,296	5,616	△0.51
昭和35年	10,276	4,949	5,327	△5.83
昭和40年	9,126	4,384	4,742	△11.19
昭和45年	7,552	3,571	3,981	△17.25
昭和50年	6,374	2,979	3,395	△15.60
昭和55年	5,684	2,670	3,014	△10.83
昭和60年	5,101	2,382	2,719	△10.26
平成2年	4,651	2,167	2,484	△8.82
平成7年	4,238	1,969	2,269	△8.88
平成12年	3,765	1,733	2,032	△11.16
平成17年	3,268	1,495	1,773	△13.20
平成22年	2,849	1,313	1,536	△12.82
平成27年	2,560	1,176	1,384	△10.14
令和2年	2,288	1,054	1,234	△10.63

2 小値賀町の振興の基本方針

本町では、産業基盤、生活環境、保健・医療・福祉、教育など様々な分野で総合的な対策を講じてきた。これからの本町のあり方を考えるとき、住んでいる人たちが生き生きと輝き、生きがいを感じながら生活し、地域住民が住み良い町であり続け、そのことが他地域から魅力的に映り、小値賀町に「訪れたい！」と思ってもらえるようなまちづくりを展開することが大切であろう。そのためには、本町に暮らす全ての人たちが自らの地域に自信と誇りを持ち、外部との交流や子育て支援をはじめ、少子化対策、教育の充実等を積極的に推進するほか、地域にある資源を改めて見直し、それを活用した産業化を図り、住民と行政が一体となって、専門家をはじめとした町外からの支援の下、その実現に向けた協働のまちづくりに取り組むことが必要である。また町民が小値賀町でこれからも安心して暮らし続けるためには、医療・福祉環境はもとより、生活や生業を支える産業の存続が何よりも重要であり、喫緊の課題である。

外海型島嶼である本町においては、逆境をチャンスと捉え、前向きな発想と斬新なアイデアで地域独自のまちづくりを展開する必要がある。そこで、具体的な施策を実施するにあたり、以下のような基本方針を設定する。

➤ 美しい海のまち

- ・耕作放棄地を減らし、美しい田園風景の保全に努める。
- ・過疎化に伴う空き家対策を図り、景観形成とUIターン施策につなげる。
- ・重要文化的景観関連事業の推進を図り、美しい島づくりに努める。
- ・下水道の有効活用を推進するとともに、ごみの減量化等循環型社会の構築に努める。

➤ 生き生きとした産業のまち

- ・他産地と差別化ができる生産物・加工品を開発する。
- ・産品を売ると同時に、地域を売るという視点で統一ブランド化を図る。
- ・安定した農漁業経営に資するため、流通コストの低廉化に取り組む。
- ・観光客等、交流人口の増加に努め、地元での消費量を増加する。
- ・交通アクセスを改善し、人の流れや物流を活性化する。
- ・基幹産業と自然、歴史文化等、町独自の資源を融合した観光事業の推進を図る。
- ・基幹産業、地域を支える産業の新規就業者確保

➤ ふれあいとやすらぎのまち

- ・ 医師、看護師の確保等、医療体制の充実
- ・ 高齢者、障がい者福祉等の充実
- ・ 子育て、教育環境の充実
- ・ 地域コミュニティの維持、活性化
- ・ 定住促進と交流人口、関係人口の増大

3 計画の内容

(1)交通施設及び通信施設の整備、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化等に関する事項

① 町道・県道

【現状と問題点】

島内の道路は、ほぼ整備が終わり、今後は高齢者等に対応した段差の解消や手摺等の整備及び舗装路の補修、排水路の整備など、安全対策と維持管理が中心になる。基幹道路である県道についてもほぼ整備が終了しているが、一方で側溝や交通安全施設の老朽化が進んでおり、維持補修が必要となる。

【対策】

住民の道路通行の安全を確保するため、次のような施策を行う。

- イ. 老朽化した交通安全施設の更新
- ロ. 段差解消や路面の補修及び手摺等の設置
- ハ. 老朽化した側溝や排水不良箇所の整備
- ニ. 歩道の整備

② 農道

【現状と問題点】

本町の農道については、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、融資農道整備事業として各農業集落の共同施工で随時整備がなされてきた。近年は、県営担い手育成畑地帯総合整備事業の実施に伴い、過疎基幹農道として町道殿崎線ほか 3 路線を整備している。一定要件農道及び支線についても整備は一定終了している。一部未舗装路線については各農業集落の共同施工による整備を継続して実施している。一方で昭和 40

年代から 50 年代にかけて整備してきた農道について路面等の老朽化が進んでいるため、個別施設計画に基づき、計画的な維持補修が必要となる。

【対策】

農業振興に資するため、次のような施策を行う。

- イ. 主要農道の適正管理
- ロ. 支線農道の維持補修及び整備
- ハ. 未舗装路線の整備

③ 島内航路

【現状と問題点】

本町の有人属島は、橋で繋がっている斑島・黒島を除くと、大島・納島・六島・野崎島の 4 島で、笛吹～大島・六島・野崎島航路には町営船の「はまゆう」が、柳～納島航路には同じく町営船の「さいかい」がそれぞれ就航しており、生活物資の輸送や小値賀本島への通勤・通学・通院等、島民にとって欠かせない重要な交通手段としての役割を果たしている。

一方で両航路は、国の離島航路整備法に基づく離島航路補助金と長崎県の離島航路事業対策補助金の交付を受けていることから、常に経営の改善を求められており、過疎地域の航路で、構造的に赤字は免れない状況下において、その圧縮を図りながらサービスを維持・向上させるという困難な課題を抱えている。また現在、柳～納島航路を就航している「さいかい」は、建造後 22 年を経過し、老朽化が進行しているため、今後 5 年以内にリプレースが必要と見込まれ、笛吹～大島・六島・野崎島航路を就航している「はまゆう」においても、就航して 6 年が経過しており機関整備（オーバーホール）の必要がある。財源確保と島民の経済的負担の軽減の両立が課題である。

【対策】

2 次離島住民の生活航路として安定かつ安全な運航に努めながら、次のような施策を行う。

- イ. 利用者のニーズに合わせたダイヤ編成
- ロ. 経営改善への取り組み
- ハ. 就航船のリプレース
- ニ. 就航船の機関整備（オーバーホール）
- ホ. 地域公共交通確保維持改善事業を活用した島民旅客運賃の低廉化の継続実施

④ 島内バス路線

【現状と問題点】

本町の路線バスは、長年西肥自動車（株）が運行していたが、利用者の減少に伴う経営悪化により撤退したため、平成 4 年 10 月から第 3 セクター「小値賀交通（株）」が後を引き継ぐ形で運行を開始し、現在に至っている。町営船同様、赤字は免れない経営環境の中、バスは本町唯一の陸上公共交通機関で、高齢者や障がい者等、交通弱者の移動手段として必要不可欠なものであり、平成 22 年度には 75 歳以上の無料パス制度「活いき敬老パス」を創設するなど、利便性向上を図る一方で、霊柩車事業に取り組むなど、経営改善にも努めながら運行している。

今後も高齢化が進行し、マイカーを運転できなくなる住民が増加することが見込まれる中で、路線バスの役割は益々高まると思われるため、住民の足として運行を継続する方針であるが、現在、路線維持の補助制度がなく、町が単独で運営を支援している状況にあり、運営財源の確保が課題となっている。

【対策】

住民の足として安定かつ安全な運行に努めながら、次のような施策を行う。

- イ. 利用者のニーズに合わせたダイヤ編成
- ロ. 経営改善への取り組み
- ハ. 車両のリプレース及びダウンサイズ化
- ニ. 路線維持にかかる国・県の支援要望

⑤ 航空路

【現状と問題点】

航空路は、昭和 60 年 12 月に長崎航空（株）のアイランダー（8 人乗り）が就航し、小値賀～長崎空港間 1 日 2 便、小値賀～福岡空港間 1 日 1 便を運航していたが、利用率の低迷が続いたことから、平成 16 年 4 月に福岡便が廃止され、平成 18 年 4 月には定期航空路線自体が廃止されるに至った。

現在、県営小値賀空港の機能は維持されており、ヘリコプターによる急患移送や海上自衛隊の慣熟訓練、平成 24 年度からは、ヘリコプターによる医師派遣、チャーター機運航また研究機関や企業において、小型無人飛行機等の飛行実験の場として活用されている。近年、観光面で注目を浴びる中、この貴重な施設を有効活用することが、今後の町の振興においても重要な課題である。

【対策】

貴重な空路として県営小値賀空港を維持し、また利活用を促進するため、次のような施策を行う。

- イ. 帰省客やビジネス客のニーズに合わせたチャーター便の運航
- ロ. 空路を活用した観光ツアーの造成
- ハ. スカイスports等、空港を活用した新たな観光客層の誘致
- ニ. 研究機関等による小型無人飛行機等の飛行実験の受入れ

⑥ 情報通信

【現状と問題点】

インターネット環境については、町が事業費の一部を負担することで、令和元年6月1日から民間による光ブロードバンドサービスが、小値賀島、黒島及び斑島において開通し、住民生活の利便性向上に大きく寄与している。ただし、開通したサービスには冗長化の課題があり、万一の際の障害発生が本土と比べ起こりやすく、復旧に時間を要することが懸念され、このことは、積極的なサテライトオフィス等による企業誘致の妨げになっている。

一方、2次離島である大島、納島、六島、野崎島においては、採算性の観点から民間主導による開通の可能性はないに等しい。代わりとなるLTEなどの無線通信は天候の影響で季節により通信障害が起こりやすく、通信格差は依然として大きい。

ソサエティー5.0やDXなど、情報技術の革新が進む中、外部人材の活用が町の発展に不可欠であり、町の体制整備が課題である。

【対策】

本町のあるべき情報通信体制について、今後、各分野の振興策を踏まえて総合的な計画を策定するため、次のような施策を行う。

- イ. 庁内の研究チームによる情報通信体制の基本方針策定
- ロ. 国・県、民間事業者等からの情報収集や意見聴取
- ハ. ハードとソフトの実施計画策定及び整備
- ニ. 地上デジタルテレビの難視聴対策
- ホ. 2次離島における無線技術を活用した超高速ブロードバンド環境の整備
- ヘ. 行政手続き・情報伝達のオンライン化、オンデマンド交通、買い物や独居高齢者の見守り支援等デジタル技術を活用した生活の利便性向上

⑦ 本土との海上交通

【現状と問題点】

現在、佐世保市と小値賀島間には、フェリー便 1 日 2 便・高速船 1 日 3 便が往復就航している。また、福岡市と小値賀島間には、フェリー便 1 日 1 便が就航している。

生活航路としては勿論、産業、観光の振興等、交流人口増加のためにも、この佐世保航路は、非常に重要な要素となるため、その充実を図ることが課題である。

また、小値賀町の玄関口である小値賀港新ターミナルは、塩害や経年劣化で老朽化が進んでいる。またターミナル内にある観光事業所の事業拡大に伴う施設使用範囲の拡大による待合スペースの狭小化、ターミナル案内機能の脆弱性などの課題があり、施設利用計画を見直す必要がある。

バリアフリー化の面については、船舶では、佐世保航路が令和元年5月から新船「フェリーいのり」の就航に伴い対応し、小値賀港新ターミナルでは、令和3年3月からボーディングブリッジ設備の運用が開始され、ターミナル内から直接フェリーへ乗船可能となり、解決が図られた。

【対策】

本町住民の生活航路である佐世保航路については、重要課題として今後も次のような施策の実現を目指す。

- イ. 利用者のニーズに合わせたダイヤ編成
- ロ. ドック時の代船導入
- ハ. 盆、正月時の乗船券購入方法の改善
- ニ. フェリーの高速化
- ホ. 欠航・抜港対策のための港整備
- ヘ. 航路運賃の低廉化
- ト. 小値賀港新ターミナルの増改築、サイン改修、周辺環境整備

(2) 産業の振興等に関する事項

① 農林業

【現状と問題点】

農業は、漁業と並び本町の基幹産業であるが、外海離島という特殊性による地理的、地形的条件のため生産・流通環境に恵まれておらず、本土部に比べて極めて厳しい経営状況にある。特に2次離島においては、小値賀島間の輸送コストが上乗せされ

るため、恒常的な問題であることを踏まえた対策が必要である。また、農業従事者の高齢化が年々進行しており、地域の担い手不足が深刻化している。営農類型は、肉用牛繁殖、特産野菜（実エンドウ、サヤエンドウ、メロン、ブロッコリー、ミニトマト、アスパラガス、ゴーヤ等）を基幹に、水稻等を組合わせた複合経営が多いが、耕地の利用率や単位面積当たりの農業所得は本土部に比べ低い。産地を維持し、農業経営の安定を図るために、関係機関が一丸となって、本土部農家と販売競争することができる環境を作る必要がある。また、イノシシやカラスによる農作物被害も深刻化してきており、有害鳥獣対策も重要な課題となっている。さらに平成29年度からは松材線虫病による松枯れが多く発生し、防風林の多くが消失しており、その対策が課題となっている。農道や溜池等のインフラについては、老朽化が進んでおり、適正な維持補修が課題となっている。

【対策】

外海離島という地域特性と資源を活かした農業振興を地域一体となって推進し、農業者の所得向上と経営の安定に資するため、また、森林の持つ諸機能を高度に発揮させるため、次のような施策を行う。

- イ. 新規就農者の確保、育成支援
- ロ. 環境保全型農業の推進
- ハ. 農業用施設の長寿命化対策及び更新の支援
- ニ. 繁殖雌牛の保留・導入支援
- ホ. 森林保護対策の推進
- ヘ. 海上輸送コストの低廉化及び流通効率化の支援
- ト. 燃油の低廉化のための支援
- チ. 有害鳥獣被害防止対策
- リ. 地域産物を活用した6次産業化の推進
- ヌ. 農業振興に係る基幹施設の整備補修に係る支援
- ル. 獣医師等の専門職確保対策

② 水産業

【現状と問題点】

漁業は、農業と並び本町の基幹産業であるが、長引く魚価の低迷、後継者不足による漁業従事者の高齢化の進行、燃油の高騰による漁業経費の増加、漁場環境の変化等による藻場の減少、密漁・違反操業の横行等多くの課題を抱え、漁業を取りまく環境は厳しい状況が続いている。

漁港施設については、平成 22 年度から国庫補助事業により施設の長寿命化調査及び工事を実施し、主に鋼構造物である浮棧橋を中心に整備を行ってきた。今後は岸壁や物揚場の保全工事をはじめ、航路及び泊地の維持浚渫を実施し、漁業者の安定的な漁業活動の維持を図る必要がある。

海岸保全施設においては、整備後 20 年から 30 年を経過した施設が多いことから、調査を実施して施設の老朽化対策を計画的に行い、機能維持に努める必要がある。

また、県内港湾及び漁港において、車両の転落事故が多発しており、事故を未然に防ぐため、渡船が離発着する漁港を中心に車止めの設置が必要である。

小値賀漁港海岸環境整備施設内に整備した、船瀬海水浴場サービスハウスについては、平成 15 年度に整備され、店舗等に利用されてきたが、間もなく整備後 20 年を経過することから、傷みが激しい外壁等の大規模改修工事を実施する。

【対策】

外海離島という特殊地域に位置する本町の活力維持を図るためには、基幹産業である漁業の振興は必要不可欠である。漁業を将来につなぐため、関係各機関と連携して次のような施策を行う。

- イ. 藻食性生物の駆除や母藻の投入等、藻場の回復対策
- ロ. 漁業技術研修事業等による新規就業者の育成・確保対策
- ハ. 中間流通コストの削減に資する取組への支援
- ニ. 未利用・低利用水産物の活用に対する取組への支援
- ホ. 燃油の低廉化のための支援
- ヘ. 海上輸送コスト軽減のための支援
- ト. ICT・IOT 等先端技術を活用したスマート水産業の取組に対する支援
- チ. 各種種苗放流の支援
- リ. 漁場監視活動の支援
- 又. 施設整備、増改築、設備導入等の支援
- ル. 海洋レジャー（観光ダイビング等）の推進活動への支援
- ヲ. アワビ種苗生産施設等の広域連携・水産関係施設の利活用推進
- ワ. 漁港施設の長寿命化の推進
- カ. 海岸保全施設の長寿命化の推進
- ヨ. 車両等転落防止対策
- タ. 船瀬海水浴場サービスハウス改修工事
- シ. 漁港内照明設備のLED化の推進

③ 商工業

【現状と問題点】

外海の小規模離島という条件下にある本町の商工業は、規模が零細で、販路がほぼ町内に限られているうえ、過疎化の進行や買い物環境の変化等により、地元購買力は低下している。

また、近年では後継者不足による廃業が発生し、空き店舗が増加するなど地域の高齢者等が不便に感じている現状を踏まえ、既存事業者の存続を図るため事業承継へ向けた取り組みや地域内での雇用創出を推進する対策が課題となっている。

【対策】

商工業は、生活に密着したものであり、衰退すると住民生活に大きな影響を与えるとともに町の雰囲気も沈滞する。商工業の振興のため、商工会の機能強化を一層進め、連携を取りながら次のような施策を行う。

- イ. 観光客等の交流人口拡大の推進・物産イベント等による地産地消の促進
- ロ. 転廃業者との人材や技術を含めたマッチング支援
- ハ. 創業・事業拡大への支援

④ 産業振興促進事項

小値賀町における産業振興のため、以下の事項を定め促進を図ることとする。

産業の振興を促進する区域	小値賀島、黒島、斑島、大島、納島、六島、野崎島
前号の区域において振興すべき業種	農業、水産業、観光業、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業
前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容に関する事項	<p>農業においては、有害鳥獣対策に取り組みながら経営基盤施設の長寿命化、繁殖雌牛の導入支援を行う。水産業においては、藻場の回復・造成に努め、稚魚の放流等に努めながら、漁船の長寿命化、先進技術導入支援を行う。製造業においては、既存製品の磨き上げに加え、新たな特産品開発を支援する。観光業においては、島の特性を活かしたアイランドツーリズムを促進し、着地型観光の展開を図る。</p> <p>また、全産業の担い手の確保育成対策や経営支援に取り組む。</p>
課題	<p>全ての業種で、人口減少や高齢化等による担い手不足となっており、経営の安定化が課題である。</p> <p>特に、農業及び水産業は、担い手不足が深刻であり、資材や燃油価格の高騰、海上輸送コストによるコスト高、水産資源の減少等により、厳しい経営環境にある。</p>

役割分担(実施主体)・連携	関係機関が連携し、各事項に取り組む。 農業(小値賀町、小値賀町農業委員会、県、JA、小値賀町担い手公社、小値賀土地改良区) 水産業(小値賀町、宇久小値賀漁業協同組合) 観光業(小値賀町、おぢかアイランドツーリズム協会) 製造業(小値賀町、個人製造業者) 旅館業(小値賀町、旅館業者) 農林水産物等販売業(小値賀町、販売業者) 情報サービス業(小値賀町)																																									
産業振興促進事項に特化した目標	<table border="1" data-bbox="459 640 1386 1417"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>指標</th> <th>内容</th> <th>目標件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業</td> <td>設備投資件数</td> <td>既存事業所の取得件数</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>水産業</td> <td>設備投資件数</td> <td>既存事業所の取得件数</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>観光業</td> <td>新規雇用者数</td> <td>規模拡張に伴う新規雇用者数</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製造業</td> <td>設備投資件数</td> <td>企業進出・規模拡張に伴う新増設、既存事業者の取得件数</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旅館業</td> <td>設備投資件数</td> <td>企業進出・規模拡張に伴う新増設、既存事業者の取得件数</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>新規雇用者数</td> <td>企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業</td> <td>設備投資件数</td> <td>既存事業所の取得件数</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>情報サービス業等</td> <td>設備投資件数</td> <td>企業進出・規模拡張に伴う新増設件数</td> <td>1件</td> </tr> </tbody> </table>				業種	指標	内容	目標件数	農業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1件	水産業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1件	観光業	新規雇用者数	規模拡張に伴う新規雇用者数	1名	製造業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新増設、既存事業者の取得件数	1件	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名	旅館業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新増設、既存事業者の取得件数	1件	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名	農林水産物等販売業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1件	情報サービス業等	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新増設件数	1件
業種	指標	内容	目標件数																																							
農業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1件																																							
水産業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1件																																							
観光業	新規雇用者数	規模拡張に伴う新規雇用者数	1名																																							
製造業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新増設、既存事業者の取得件数	1件																																							
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名																																							
旅館業	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新増設、既存事業者の取得件数	1件																																							
	新規雇用者数	企業進出・規模拡張に伴う新規雇用者数	1名																																							
農林水産物等販売業	設備投資件数	既存事業所の取得件数	1件																																							
情報サービス業等	設備投資件数	企業進出・規模拡張に伴う新増設件数	1件																																							
評価に関する事項	本計画の取り組みは、総合計画などの進捗管理、各種事業評価により、PDCAサイクルに基づいた効果検証を行う。																																									

(3) 生活環境の整備に関する事項

① ごみ・し尿処理

【現状と問題点】

当町のごみ焼却場は、平成4年度から稼働を開始し、現在に至るまで3度にわたる大規模修繕を行ったものの、施設そのものの老朽化や処理効率の低下から抜本的な対策が必要となった。また、長崎県では平成21年度に「長崎県ごみ処理広域化計画」の見直しを行い、本地域の所属する上五島ブロックでは、ごみの焼却を1施設に集約

することを目指していた背景もあり、近隣市町との協議や、さらなる大規模改修や新たな施設の建設も含め、検討を重ねた結果、令和4年度から、可燃ごみを新上五島町へ島外搬出することとなった。

今後ごみの減量化を促進する必要がある、特に、生ごみの堆肥化、ごみの資源化のさらなる推進が必要になる。そのためには、ごみの多くを占めるプラスチック製品と紙製品の分別資源化や、生ごみ処理機による堆肥化の推進など、地域住民と一体となった対策を進めていかなければならない。

現在、焼却以外の資源ごみは、新聞・雑誌・チラシの分別など、16種類になっているが、ストックヤードの保管スペースは飽和状態であり、これ以上の資源化を行うためには、ストックヤードの拡張、あるいは新設や再資源化施設の建設が必要になる。そのほか、家電リサイクル法対象4品目や自動車リサイクルなど、別ルートでの海上輸送による町外搬出も行われており、ごみの減量化・不法投棄の減少に繋がっている。

最終処分場については、焼却灰、分別残渣のほか、ごみの多様化により埋め立て量が増加し、最終処分場の負荷が増大している。また、計画では令和13年12月が埋め立て終了時期となっており、今後、新たな最終処分場の建設や拡張などの計画の策定が必要になるが、可燃ごみの島外搬出や、ごみの減量化対策により焼却灰等の埋め立て量の減少も期待できる。

し尿処理については、処理施設の老朽化が進行する中で、水処理の機能を廃止し、隣接する公共下水道の笛吹浄化センターにて一括処理する方向で進めている。

【対策】

廃棄物処理の将来の方向性を引き続き検討するとともに、ごみの減量化や再資源化、施設の効率性向上を進めるため、次のような施策を行う。

- イ. 生ごみの減量化のため、各家庭や各地区での処理機を活用した堆肥化の促進
- ロ. 再資源化の促進を図るためのストックヤード増築の検討
- ハ. 衣類、食器、雑貨等、使用可能な不用品の再利用システムの構築
- ニ. 不法投棄の取り締まりや海岸清掃等の環境美化の更なる推進
- ホ. し尿処理場と公共下水道終末処理場の機能統合

② 住宅

【現状と問題点】

当町における住宅の現状は、住宅の質の低下や移住者定住用住宅の不足、空家の増加、建設関係職人の高齢化・担い手不足、及び景観の保全など多くの課題を抱えている。背景としては、人口減少をはじめ、建物の老朽化、平均年収の減少による住宅更

新・改修力の低下、離島の地理的・社会的条件による新築の高コスト化、不動産業者の不在などがあげられる。

移住者用の住宅については、これまで町が事業主体として良質の空き家の改修及び新築などにより確保を進めてきたことで、住宅の維持管理や改修に係る人的・金銭的負担が増加している。短期的には町による住宅整備が民間企業が住宅分野に事業参入可能なスキームが求められる。

また近年の地球温暖化や災害の多発・大規模化に民家が対応することは町民の生活の質の向上はもとより、災害発生時における被害の軽減、住宅が空き家になった際の改修コスト軽減化など長期的な視野において重要であり、対策の検討が必要である。

景観においては、本町は、昔ながらの漁師町や農村集落が残されており、平成 23 年度に国の重要文化的景観に選定され、後世に残すべき町並み景観であると認定されていることから、空き家対策は重要課題であり、使用可能な空き家は補修を行うなど、利活用を図ることにより住宅需要に対応し、老朽家屋については、解体により町並み景観の保全を図る必要がある。特に重要文化的景観区域については、細心の注意を払って実施する必要がある。

現在の町営住宅は建築後 10～20 年が 39 戸、20～30 年が 21 戸、30～40 年が 1 戸、40 年以上が 13 戸となっている。特に老朽化が進んでいる 13 戸については、今後大規模修繕もしくは廃止・建て替えを視野に入れて、整備の方向性を検討する必要がある。

【対策】

町並み景観に配慮し、老朽家屋対策及び住宅需要、質の向上等に対応するため、次のような施策を行う。

- イ. 民間企業が参入可能な住宅供給システムの構築
- ロ. 民家のリフォーム促進制度の策定
- ハ. 新築や改修による定住用住宅の確保
- ニ. 建設関係職人の育成・確保
- ホ. 老朽家屋除却費に対する支援
- ヘ. 老朽公営住宅のリフォームや建替

③ 簡易水道

【現状と問題点】

当町の簡易水道は、本島、属島ごとに地下水を水源として設置され、水道の普及率は 100%である。本島の簡易水道は、平成 10 年度から 3 ヶ年をかけ、5 地区を小値賀地区簡易水道に統合し、各地区間の水の融通を図り、水道水の安定供給に努めて

いる。また、平成 14 年度から、県営畑地帯総合整備事業で建設した野崎ダムからの取水が可能となり、地下水源の枯渇等による水不足が解消されることとなった。

過疎化が進行する中であって、下水道の普及率は徐々に上がっており、直近 3 年間の水需要は横ばい状態で、年間 210,000 トン程度で推移している。水道水の有効利用を図るため、浄水場、送配水施設の点検整備、テレメーター装置によるインターネット監視の導入を行い、有収率の向上に努めているが、補助対象外の管種・管路については、供用開始当初からのものであり、これらについては布設替え等を行い、有収率の向上を図る必要がある。また、耐用年数経過による電気設備・計器類等を把握し計画的に更新していく必要がある。

【対策】

人口減少の一方で、下水道が普及することにより、水の需要を横ばいと推測し、次のような施策を行う。

- イ. 浄水場や送配水管の計画的かつ効率的な維持管理と漏水調査による有収率向上と老朽化した管路布設替え
- ロ. 水源や浄水場の環境整備と水質管理体制の充実による安心安全な水の供給
- ハ. 計画的かつ効率的な電気設備・計器類等の更新

④ 飲料水供給施設

【現状と問題点】

野崎、六島の 2 地区の小離島では、飲料水供給施設の管理運営を続けているが、安定水源の確保と安心安全な水の供給を維持しながら、利用者数の変動に応じた効率的なシステムの構築を図る必要がある。

【対策】

野崎、六島における水道水の安定供給を図るため、次のような施策を行う。

- イ. 水源の効率的な取水方法の検討を含めた安定取水対策
- ロ. 浄水施設の整備と適正管理

⑤ 下水道

【現状と問題点】

本町において下水道は、平成 10 年度に漁業集落排水事業で初めて供用を開始して以降、平成 21 年度までに農業集落排水、漁業集落排水、公共下水道の 3 事業を活用して施設整備を行い、現在 99.2%の汚水処理人口普及率となっている。

現在、本町の下水道は、ほぼ全世帯に普及しているが、接続率は80%にとどまっているため、さらなる接続推進が必要である。

また、下水処理場とし尿処理場の両方が稼働しているが、し尿処理場の老朽化が顕著に進んでいるのに加え、竣工後20年以上経過した施設もあり、メンテナンスに多額の費用を要している。近年、長崎県では下水道処理施設の広域化・共同化を推進しており、小値賀町でも、笛吹浄化センターとし尿処理場の1本化や、前方・柳地区の農業集落排水と斑地区の漁業集落排水を、公共下水道に統合するための計画を検討していき、適正な事業規模での運営を図る必要がある。

さらには、マンホールポンプや管路等も老朽化しており、今後更新や修繕等を行っていく必要がある。

【対策】

今後の小値賀町下水道事業の効率化・最適化を推進するため、次のような施策を行う。

- イ. 下水道接続率の向上
- ロ. スtockマネジメント計画に基づいた、計画的な修繕・更新
- ハ. 前方・柳・浜津地区の農業集落排水及び斑地区の漁業集落排水を公共下水道に接続し、公共下水道と統合
- 二. し尿処理場の機能を公共下水道終末処理場へ移し、し尿処理との一本化

⑥ 消防・防犯

【現状と問題点】

本町における常備消防は佐世保西消防署小値賀出張所であり、火災の予防・警戒・消防防災活動及び救急救助活動や予防活動が図られている。また、非常備消防については、1消防団8個分団(定員156名)で組織されており、火災等の有事においては、常備消防と緊密な連携を図り、町民の生命と財産を守ることはもとより、町民が安全で明るく暮らせる町づくりに努めている。

装備については、消防ポンプ自動車6台、小型ポンプ積載車4台で火災に備えており、消防自動車については、老朽化や塩害を考慮して順次計画的に更新し、最新の消防設備で対応できるように努める必要がある。また、4つの小離島においても、自衛消防隊や婦人防火クラブによる「自分たちの島は自分たちで守る」という消防精神で防火活動を推進している。

消防水利については、防火水槽が65基、消火栓が164基、町内の各所に配置されているが、防火水槽の漏水など、施設の老朽化が進行しており、計画的な修繕や整備を図っている。

消防署の出張所があるものの、消防団が地域防災等に果たす役割は大きい。しかし、過疎化による若年層の減少により、団員の確保が年々厳しい状況になっており、定員を充足できていない状況にあるため平成 29 年度に 8 分団と 9 分団、令和元年度には 3 分団と 10 分団が統合し消防団の再編を図った。今後も分団の統合を含めた消防団の再編について念頭に置き、安全安心な防災体制の構築を図る必要がある。

過疎化、高齢化が進行する中、地域住民が安全安心に暮らすことができるまちづくりを進めるため、消防、防災面のほか、防犯対策、交通安全対策、消費生活に関するトラブル防止（高齢者の地域見守り活動を含む。）、食の安全・安心確保対策などにも取り組む必要がある。

【対策】

消防対策の充実を図り、安心安全な町づくりを推進するため、次のような施策を行う。

- イ. 消防車両や水利などの消防施設・設備の更新、維持管理の徹底
- ロ. 消防団員の確保
- ハ. 高齢者に対する防犯、交通安全対策の強化

(4) 医療の確保等に関する事項

【現状と問題点】

本町には、現在、町立診療所と民間歯科医院各 1 ヲ所の医療施設がある。町立診療所は昭和 60 年 6 月に開設され、これまで急性期からターミナル期までの医療及び健康管理を担うべく診察を行ってきたが、施設の老朽化に伴い令和 4 年に新しい小値賀診療所として建設整備された。一部 2 階建て鉄筋コンクリート造で一般病床 8 床を有し、平日約 50 名の外来患者の利用を見込んでいる。主な医療器械として CT 装置やレントゲン、デジタル X 線テレビシステム、生化学分析装置、超音波診断装置などを保有し、疾病の早期発見、早期治療に資している。また診療科目の面においては特殊外来として、精神科・整形外科・肝臓・小児科（1 ヲ月 1 回）・眼科・循環器科（2 ヲ月 1 回）・泌尿器（3 ヲ月 1 回）の外来診療を島外の医療機関から専門医を招へいして行っている。そのほか、月に 1 回、2 次離島の納島・大島への往診を行い、通院が困難な患者に対応している。救急患者が発生した場合は、ドクターヘリや海上タクシー等を要請して佐世保市などの病院に搬送している。

町立診療所は、町内唯一の総合医療機関として、24 時間体制で町民に安定した医療を提供している。高齢化が進行する中、町民の健康維持と疾病予防が大切であり、

安心して生活できるよう医療の充実を図ることが重要で、さらに診療所の果たす役割はより重要になっている。

そのような中、ソフト面では医療スタッフの確保が重要課題であり、確保にあたっては関係機関と連携して対応にあたっているものの、大変厳しい状況が続いている。引き続き連携を取りながら、医療体制の維持が図られるよう努める必要がある。また、特定健診の受診率向上のため、健康管理センターと連携を図り、町民が自らの健康状態を把握し、健康の維持・増進と疾病予防に努める取り組みが必要である。そのほか、基幹病院との病診連携による救急搬送の体制を堅持し、救急医療にも対応できることが必要である。

ハード面では、施設が海岸線に所在しているため塩害の影響も大きいことから、施設の維持機能と医療機器の充実が必要である。

また、島内に産婦人科がない中で、島外での定期健診受診のための交通費・宿泊費助成を行う「安心・安全出産対策」を継続する必要がある。

【対策】

町民が安心して生活できる医療体制作りのため、次のような施策を行う。

- イ. 医師・看護師等、医療スタッフの確保
- ロ. 救急医療体制及び遠隔診療の充実
- ハ. 診療所の医療機器の更新
- ニ. 疾病の早期発見のため、特定健診の受診率の向上
- ホ. 妊婦定期健診受診及び出産に係る交通費・宿泊費等の助成

(5) 介護サービス等の確保等に関する事項

① 介護保険サービスの充実

【現状と問題点】

本町においては、令和4年4月現在の介護保険第1号被保険者数（65歳以上高齢者）は1,170人となっている。要介護（要支援）認定者数は209人で第1号被保険者に対する認定者数の割合は約18%となっている。

本町において、利用可能な居宅サービスについては、訪問介護・通所介護・短期入所（ショートステイ）・福祉用具貸与・住宅改修・福祉用具購入、地域密着型サービスは認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が1か所、施設サービスについては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が1か所となっている。令和3年度に住民に対して介護サービス情報の提供のため、町内の各種サービスを取りまとめたパ

ンフレットを作成。全戸配布し、サービスを必要とする高齢者が円滑にサービスを利用できるよう、周知を行った。

人口減少により、介護サービスの利用者の減少が進んでいるが、高齢化率については、50%を超えており、独居高齢者・高齢者世帯において支援が必要な高齢者は増加傾向にあり、介護サービス等の需要は大きくなっていると考えられる。しかしながら、各施設において介護人材が不足しており、また現在雇用されている職員についても高齢化が進み（50代40%、40代20%）、今後定年等による介護人材の減少が確実に見込まれている。介護サービスを利用したくても利用できないという事態も懸念されるため、町民への介護サービスの低下を防ぎ、安心して利用することが出来るよう介護人材の確保対策は必要であると考えられる。

【対策】

介護サービス等充実を行い、これからも住民が安心して介護サービスを利用できるよう、次のような施策を行う。

- イ. ニーズの把握とサービス基盤の整備
- ロ. 介護人材の確保・育成への支援

(6) 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

① 高齢者

【現状と問題点】

本町では、既に高齢化率が50%を超えており、人口の半分以上が65歳以上の高齢者となっており、国の水準を大きく上回っている。2040年には60%を超えると予想されており、支援が必要な高齢者の増加・多様化とともに、現役世代（地域の担い手）の減少といった問題が今後ますます顕在化することが考えられることから、地域包括ケアシステムの構築・推進を行い、支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を続けることが出来る体制の構築を行う必要がある。

また、当町においては地域ケア会議の実施や生活支援サービスを行っており、地域包括ケアシステムを推進する中で、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、高齢者を含む地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制を構築する必要がある。

【対策】

地域包括ケアシステムについて、より住民に身近な仕組みとってもらい、広報・啓発の際に浸透しやすくするため、名称を「おぢか見守りネット」とし、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保し「おぢか見守りネット」の構築・推進を行うため、次のような施策を行う。

- イ. 介護予防と健康づくりの推進
- ロ. 高齢者の社会参加と生きがいづくり事業の推進
- ハ. 認知症施策の推進
- ニ. 生活支援サービス等の充実
- ホ. 高齢者福祉サービスの人材確保在宅医療・介護連携の推進
- ヘ. 地域包括ケア会議の推進

② 障がい者

【現状と問題点】

本町は、ライフステーションの全ての段階において、障がい者が障がいを持たない者と同等に生活し、活動する社会を目指した「ノーマライゼーション」の理念のもとに「障がい者と共に生きるまちづくり」を目標に事業を進めている。

障がい者の推移としては、身体障害者手帳所有者は約159人で、減少傾向にあり、療育手帳所有者は約46人で横ばい、精神障害者保健福祉手帳所有者は約18人で、横ばいとなっている。また、障がい者の高齢化進み、従来からの障がいに伴う生活や社会活動などに制約や制限が拡大し、障がいの重度化が問題となっている。そうした中、当町には専門の施設がなく、在宅で生活が困難な障がい者の多くが島外の施設を利用して各種のサービスを利用している実情にある。

島内の施策としては、各種の相談・指導事業を県と連携して実施するとともに、NPO法人やボランティアと連携した地域活動支援センター事業を展開しており、今後は高齢者と同様に障がい者についても住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を続けることが出来るよう地域包括ケアシステム構築・推進の中で、地域とともに障がい者への支援を行っていく必要がある。

【対策】

障がい者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるために、障がい者の日常生活を支え、社会的な活動を支援することはもとより、障がい者が日々の生活を営み、親亡き後も安心して過ごせる生活を実現するために次のような施策を行う。

- イ. 障がい者にも対応した地域包括ケア会議の実施
- ロ. 障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の供給体制の整備
- ハ. 障がい児の健やかな育成のための発達支援

③ 児童・母子

【現状と問題点】

町内の児童数は、高校卒業時の就職や就学のための島外転出による若年層の減少に伴い、年々減少している状況にある。近年、観光事業の推進により、生産世代のU・Iターン者が見られるが、児童数の減少に歯止めがかかるまでには至らず、同世代間の子育て環境は、増々厳しい状況にある。児童の心身発達には、周囲の環境が重要であり、少子化が進む中で、健全な成長のためには、ボランティア等、地域全体での子育て支援体制の整備が急務である。

また、増加傾向にあるひとり親家庭については、経済的・社会的に不安定な環境にあり、特に島内に親類等の頼れる者がいない場合に孤立しやすい状況にあるため、その実態把握と相談支援体制の強化を行いながら、利用できる子育て支援サービスの充実を図る必要がある。

共働き世帯の増加により保育の受け皿の必要性が増す中、本町では幼保連携型認定こども園と放課後児童クラブが各1施設で運営しているが、保育士や支援員の不足は慢性的な課題である。

【対策】

経済的・社会的に不安定な環境にある児童やひとり親家庭が、地域社会から孤立しないように、次のような施策を行う。

- イ. 子ども家庭総合支援拠点の設置により住民に身近な相談支援体制を構築し、子育て世代包括支援センターと一体的に子どもや家庭への支援を実施する。
- ロ. ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ハ. ショートステイ事業の実施（里親委託）
- ニ. 子育て支援サービスに関する情報の一元化
- ホ. こども園の保育士及び児童クラブ支援員の確保
- ヘ. 総合児童公園の整備について検討

④ 予防と健康づくり

【現状と問題点】

母子保健対策は、乳幼児のヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等、先進的な予防接種の取り組みに力を入れている。

感染症対策は、医療体制が十分に整っていない離島で安心して生活するための防衛手段であり、これまでも高齢者肺炎球菌ワクチン接種やインフルエンザ予防接種等に力を入れてきた。そのような中、懸念材料であった重篤な感染症がまん延した。島内の脆弱な医療保健体制の中、感染拡大防止対策を実施しながらの予防接種体制の確保や、自宅療養支援のための物資の提供等、その対策の必要性が再認識された。

各種健診事業については、健診項目の追加等の独自の取り組みを行っていることが、疾病の早期発見に繋がっている。更に生活習慣の改善や運動による体力づくりを並行して進め、町民一人ひとりが健康づくりを意識したまちづくりを推進することが重要である。また、近年急増し、社会問題となっている自殺防止対策も急務である。

【対策】

疾病の予防と心身の健康づくりのため、次のような施策を行う。

- イ. 予防接種の充実
- ロ. 母子保健事業の強化
- ハ. 自殺防止対策事業の強化
- ニ. 各種健診の充実と受診率の向上
- ホ. 生活習慣改善・運動教室及び健康づくり教育事業の推進強化
- ヘ. 感染症対策関連物資の備蓄

(7) 教育及び文化の振興に関する事項

① 学校教育

【現状と問題点】

本町の学校施設は、地理的に本町の中心部である中村地区に集中しており、南から町立小値賀こども園、県立北松西高等学校、町立小値賀小学校・中学校と、町道に沿って所在している。また、2次離島の大島には、今でも自力更生制度と共存と協調の島を象徴する小値賀小学校大島分校が所在している。大島分校は、平成21年度に耐震補強工事を実施し、令和元年度には理科室や音楽室など特別教室の増改築工事を行い、学習環境の充実と安全安心な教育環境の整備を図った。

小値賀小・中学校合同校舎は平成 24 年度に新築後、平成 26 年度には、学校給食共同調理場の整備を行い、翌年 6 月から完全学校給食を開始している。平成 28 年度には西町教員住宅を 8 戸、令和 2 年度に丘町教員住宅 4 戸と中村教員住宅 2 戸を新築し教員の住環境整備を図った。

平成 29 年度には、町立小・中学校に児童生徒一人一台のタブレット端末を配置したほか、普通教室への電子黒板を導入し ICT 教育環境の整備を図った。また、令和元年度には、町立学校全教室に空調設備を行い、快適な教育環境の整備を行った。

教育実践面では、平成 9・10 年度に長崎県が立ち上げた島の活性化対策「『島』振興若者定着事業」の一環として「連携型中高一貫教育」について研究が実施され、平成 11 年度、平成 12 年度の 2 年間に渡って文部省からの指定を受け、小値賀中学校と北松西高等学校による「連携型中高一貫教育」の研究、実践が行われた。

平成 12 年度からは、文部科学省指定により、「連携型中高一貫教育実践研究校」の委嘱を受け、本格実施となった。平成 17 年 3 月に小中高一貫教育について、県教育委員会から指定を受け、研究が始まり、平成 18 年 11 月に国の構造改革特別区域として認可があり、平成 19 年度に試行・検証への取組を行い、平成 20 年度からは小学校から高校までの 12 年間を見通した「小値賀地区小中高一貫教育」が本格的にスタートしている。校種間を超えた教職員の連携、学力向上のための教科部会の設置、乗り入れ授業の実施、研究授業や公開授業の充実、地域に根ざした学校開放、キャリア教育の充実等、様々な取り組みを実践し、小中高一貫教育の全体目標である「一人ひとりの夢の実現」へ向けて勢力的に取り組んだ。その成果として全国学力調査では、県下でも上位に位置しているほか、北松西高校卒業後の進学就職率も 100%を達成するなど成果が着実にあがってきている。

しかしながら、少人数教育の利点がある一方、幼なじみがほとんどという学習環境の中で、競争心が不足している点や高校が普通科のみで、学びの多様性が不足している点などの課題が顕在化している。

そこで、平成 27 年 1 月、本町の地域資源を活かした離島留学制度や学校の魅力化について調査・研究に取り組む「小値賀町離島留学制度等調査研究会」が発足後、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年間、調査研究を実施している。その後、平成 30 年度から令和元年度までの 2 か年間、モニター事業等を行い、令和 2 年度から「小値賀町ふるさと（離島）留学事業」として第 1 期生を「しま親」型で受入し、本町におけるふるさと留学事業が本格スタートした。更に、令和 3 年度には、寄宿舎として離島留学施設「ちかまる寮」を整備して入寮型での受入れも開始している。

また、離島地区の高校の魅力化と活性化に向けた対策に取り組むことを目的に長崎県と連携し、平成 28 年度から離島地区小規模校の魅力化「アイランド・チャレンジ事業」を 3 か年間実施した後、令和元年度からは島内に唯一ある県立高校の存続と学

校の魅力化を目的とした「北松西高校魅力化推進事業」に取り組んでいる。今後、本町が持続可能なまちづくりを展開していくうえで、高校の存続は重要な課題であり、本町の特色である「小中高一貫教育事業」と「ふるさと（離島）留学事業」及び「北松西高校魅力化推進事業」の3本の柱を融合した本町独自の学校教育事業を推進していく必要がある。

また、令和元年6月には町立小中学校コミュニティ・スクール（学校運営協議会）が設立され地域と共にある学校運営の在り方についての推進を行っており、社会教育事業との連携による「生涯学び続ける人財づくり」事業を展開していく必要がある。

【対策】

「すぐれた知性と創造力を身につけ、たくましい心身の実践力をもち、地域連帯感に富んだ個性豊かな町民の育成を図る」ことを目的としている本町の教育方針に従い、次のような施策を行う。

- イ. 児童生徒の学力向上
- ロ. 情報教育の推進
- ハ. グローバル化に対応した教育の推進
- ニ. キャリア教育・職業教育の推進
- ホ. 特別支援教育の推進
- ヘ. ふるさと教育（郷土学習）の推進
- ト. 子ども読書活動の推進
- チ. 道徳教育の推進
- リ. 人権教育の推進
- 又. 学校給食の充実と食育の推進
- ル. 体力の向上と学校体育の推進
- ヲ. 健康教育の推進
- ワ. 小中高一貫教育の充実
- カ. 幼児教育と小学校の連携
- コ. 生徒指導・教育相談体制の充実
- タ. コミュニティ・スクールの推進
- シ. 教職員の働き方改革の推進
- ソ. 子どもの安全確保対策の推進
- ツ. 安全で快適な学校施設の整備
- ネ. 北松西高等学校の魅力化推進
- ナ. ふるさと（離島）留学事業の推進

② 幼児教育

【現状と問題点】

少子化による入園児の減少に伴い、平成 16 年 6 月、内閣府から「幼・保一元化特区」の認定を受け、小値賀町立笛吹保育所内に幼稚園を統合する形で、平成 17 年 4 月、新たにスタートした。

国においては、平成 24 年度に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が成立し、新しい子育て支援事業として「新認定子ども園」設置法が成立した。本町においても、幼児を持つ親の働きやすい環境の構築が課題であり、この新しい法律の考え方に沿って、幼児教育と保育を連動させた「幼保連携型認定こども園小値賀こども園」を平成 27 年 4 月より開始している。また、小学校入学後における「小 1 プロブレム」が問題視されており、こども園等と小学校の連携強化が必要となっている。

【対策】

幼児教育が、小学校への進学に向けての準備教育であることを踏まえ、また、国における子どもを持つ親の働きやすい環境の整備を図る子ども・子育て新システムとしての幼保一元化「認定子ども園」構想を視野に入れ、幼稚園機能と保育所機能の両方を併せ持つ単一の施設として、その利点を最大限に活用し、次のような施策を行う。

- イ. 施設の適正な維持管理
- ロ. 家庭・地域との連携による幼児教育の推進
- ハ. 地域の人材や環境を活かした幼児教育事業の展開
- ニ. 共通の視点を持って協働してのカリキュラムの作成

③ 社会教育

【現状と問題点】

生涯学習活動の中核は「集い・学ぶ」公民館活動であり、中央公民館である離島開発総合センターを拠点として、高齢者学級・婦人学級・成人スキルアップ講座等の学級形式の事業や文化講演会を実施し、町民の生涯にわたっての学習ニーズに応えている。

特に県内一の高齢化率を誇る本町において、高齢者は町づくりの一翼を担う人的資源であり、今後も様々な局面で活躍してもらえようような生きがいの場を推進していく。

青少年教育については、放課後や週末などに安心・安全に活動することができる居場所を設け、豊かな体験・交流の機会を提供する「放課後子ども教室推進事業」として、平日放課後に「よりみち塾」、土曜日に「小値賀少年少女合唱団」、休日には

「おちか山学校」を実施し、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりに繋げている。また関係団体と連携し、教育キャンプ・少年少女スポーツ大会・夏季広報活動などの青少年健全育成活動にも取り組んでいる。

令和7年度には、長崎県で初めてとなる「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭」の開催が内定しており、成功には県内全市町、そして官民一体となった協力体制が必要不可欠であり、当町でも実行委員会を組織し、県実行委員会と連携して取り組む必要がある。

図書館活動においては、令和4年度から令和8年度までの5カ年計画として「小値賀町子ども読書活動推進計画」を策定しており、乳幼児・小学生・中学生を中心とした「おおむね18歳以下のすべての子ども」を対象に、町立図書館を核として子どもの読書活動に関わる機関と連携し、子どもが自ら本に親しむ機会の創出と読書環境の整備充実を目指している。

課題として、新型コロナウイルスの影響により従来の「集い・学ぶ」方式の講座が実施しづらくなっている現状があり、DXを活用したりリモート形式等も併せて進める必要がある。また社会教育活動団体においても、その影響で活動が低下している箇所もあるため、そこへの支援も必要となる。

社会教育活動を推進していく上で中心的な役割を担う社会教育主事について、現在の有資格者3名のうち2名が管理職、1名は係長職であり、主事級の立場の人材がない。また資格保有者も一般事務職員同様のサイクルで異動対象となり、安定した指導・助言を行うことが難しいため、より若い世代の社会教育主事有資格者の確保と将来のキャリアを見越した在任期間の確保が必要となる。

その他、中央公民館である離島開発総合センターを始め、地区公民館、図書館等、各社会教育施設の老朽化が顕著であり、個別施設計画に基づいた計画的な長寿命化改修工事あるいは建て替え工事を行う必要がある。

【対策】

離島開発総合センター、地区公民館、町立図書館といった社会教育施設を改修して安心安全な学びの拠点としての機能を維持すると共に、DX導入による学習ツールの充実を図り、地域性に対応した各社会教育活動の提供と社会教育活動団体の活動支援を推進するため、次のような施策を行う。

- イ. 社会教育施設長寿命化のための計画的な改修と適切な維持管理
- ロ. 社会教育学習活動の充実
- ハ. 社会教育活動団体の活動支援
- ニ. DX導入による学習ツールの拡充
- ホ. 地域と連携した青少年の健全育成活動の充実

- ハ. 放課後子ども教室の継続と民間アドバイザーの資質向上
- ト. 高齢者の生きがい促進事業の展開
- チ. 社会教育分野での人的資源の確保及び社会教育の活性化
- リ. 町立図書館の充実
- ヌ. 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭への開催支援

④ 社会体育

【現状と問題点】

町民の生涯にわたっての社会体育事業の充実と、健康の維持・増進を目的に建設された総合運動公園は平成7年度のオープンから27年が経過し老朽化が著しい。特に運動公園の中核施設である総合体育館は天井からの漏水箇所が多く早急な対応が必要であり、長寿命化も併せた改修を行う必要がある。また、新型コロナウイルスの影響で総合体育館を始めとした各施設の利用状況が大きく落ち込んでいるため、改めて町民のスポーツ意欲を喚起し、運動習慣を根付かせるための事業を町スポーツ推進委員と連携し、企画・実施していく必要がある。

またスポーツ庁から令和7年度までに休日の運動部活動を地域へ移行する方針が示されている中で、総括コーディネーター制度等を活用しつつ関係機関と協議・調整を行うと共に、休日部活動民間移行の受け皿となる可能性の高い小値賀町体育協会、総合型スポーツクラブ「おちかスポーツクラブ」への一層の活動支援が必要である。

【対策】

社会体育活動の拠点である「小値賀町総合運動公園」を最大限に活用すると共に、社会体育関係団体の活動を支援し、連携して町民の心身の健康に資する取組を推進するため、次のような施策を行う。

- イ. 総合運動公園施設長寿命化のための計画的な改修と適切な維持管理
- ロ. スポーツ推進委員活動の充実と指導力の強化
- ハ. 小値賀町体育協会、おちかスポーツクラブへの一層の活動支援
- ニ. 休日部活動のスムーズな民間移行

⑤ 文化財

【現状と問題点】

本町では、旧石器時代に始まり現在に至るまで、一時も途絶えることなく、連綿とした人々の生活が営まれており、これらを物語る多くの貴重な文化財が多く残されている。そのなかでも五島列島において唯一確認されている古墳である、神方古墳や築城年代が平安期まで遡る可能性を持つ山城、膳所城などは屋外に所在する史跡である

が、ほとんど整備が行われていないため、一般の見学に耐えうる状況ではなく今後、他の史跡等の文化財も含めた整備計画等を策定し、計画的に改善を図る必要がある。

そのほか、町が所有する木造建築物のなかでも旧野首教会及び旧小西家住宅は老朽化が進み保存、活用に支障をきたしている。令和4年度には保存修理工事実施設計を実施しており、令和5年度中の工事竣工を目指している。

また、近年、国の文化財保護行政の流れに大きな変化が生じており、従来の「指定」を中心としたものに加え「登録」や「選定」を用いて、緩やかに広いエリアに対し保護を図るというものである。本町の文化活動によって形成された独自の景観である「小値賀諸島の文化的景観」も、重要文化的景観として平成23年2月及び9月に国の選定を受けており、誕生後間もない保護制度ではあるが、町並みを面で保護し、未来へ継承するという目的を有していることから、文化財の保護と活用を図るうえで非常に有効で、今後更なる文化的景観の保護及びそれらを生かしたまちづくり事業を推進する必要がある。

小値賀町歴史民俗資料館は、本町における歴史・文化の発信基地として平成元年に開館し、以来、様々な資料館活動を継続的に実施している。また、敷地内に所在する旧小田家住宅は江戸時代中期に遡る建築であり、この他に門、石垣、土蔵、庭園など往時の様相を良好に留める優れた民家建築として評価され、平成29年度には県有形文化財(有形文化財)に指定されている。

展示施設である鉄筋コンクリート構造の新館は毎年実施される老朽化点検で大きな異常は見られないものの、築後30年以上が経過しているため、今後長寿命化を視野にいたした改修計画等を策定するなどして、計画的な施設管理を図る必要がある。

また、新館内に設けられた収蔵庫は30年以上にわたり収集した資料で満杯状態であり、改修あるいは隣接地への新たな収蔵施設の建設など検討する必要がある。

平成30年7月4日、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」は平成19年に世界遺産暫定リストに記載されて以来の念願であった、世界文化遺産登録が達成された。登録年及び翌年までは順調来訪は増加傾向にあったが、令和2年1月から国内で流行がはじまった新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受け、一転して来訪者数は著しく減少した。

本町資産「野崎島の集落跡」も例外ではなく、令和元年度には4,038名を数えた入島者も令和2年度には1,609名、翌令和3年度には1,649名と大きく減少している。

世界文化遺産なその名の通り地域が誇る遺産であるが、地域振興の核となる観光資源としての性格も強くあわせ持つ。世界遺産の価値を伝達する郷土学習を継続して実施するとともに、いわゆるアフターコロナを見据え、来訪者の再獲得にむけた様々なイベント取り組みを検討し、実践する必要がある。

なお、野崎島全域が世界遺産に登録されていることから、自然災害、獣害被害隊札など資産保護の課題も大きい。この点は既存の包括的保存管理計画に従い継続して保存整備を実施することとする。

【対策】

以上のことを踏まえ、今後、次のような施策を行う。

- イ. 包括的保存管理計画に基づく試算の適正な保護及び経過観察の実施
- ロ. 小値賀本島の文化財との連携強化
- ハ. 野崎島ガイド育成の支援
- ニ. 世界文化遺産副読本の作成
- ホ. 町内文化財の整備
- ヘ. 歴史民俗資料館の修復計画の策定と収蔵庫の整備
- ト. 「小値賀町文化的景観整備活用計画」の改訂と整備・活用
- チ. 伝統芸能・民俗行事の保存・伝承
- リ. 無形文化財や民俗文化財の調査・研究と文化財指定化の推進
- 又. 郷土誌（第3次）の編纂

(8) 観光の開発に関する基本的な事項

① 観光業

【現状と問題点】

本町の恵まれた自然環境や歴史、文化そして“ひと”を結びつけた体験型観光を推進している。

NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会が核となり、夏型観光から周年型観光への転換を図っている。

多様化する観光客のニーズに対応できる受け皿づくりや観光施設のバリアフリー対応等、受入環境改善が喫緊の課題である。

野崎島については、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録による観光客増加もひと段落し、安全性の見直しを行う観点から、無電柱化による避難路の確保、野崎島自然学塾村等の整備を行う必要がある。

また、『「海風の国」佐世保・小値賀観光圏』『五島列島おもてなし協議会』『西九州させば広域都市圏』等、多様な広域連携を活用し、圏域全体での取組として観光コンテンツの磨き上げ及び情報発信を行う。

【対策】

観光は次世代の産業と位置付けられ、自然や歴史、人材など、各種資源に恵まれている本町は、大いにその可能性を秘めていると言える。観光の基幹産業化を目指して次のような施策を行う。

- イ. 観光関連施設整備、管理体制の見直し・強化
- ロ. 着地型旅行商品、体験型観光商品の開発及び受入体制等の整備

(9)防災対策に関する事項

【現状と問題点】

当町における災害は、梅雨期の集中豪雨や台風等の自然災害が主に挙げられる。特に台風については、毎年というほどその進路に入り、当町を脅かし、家屋及び農水産施設等に多大な被害を与えることがある。

また、平成 23 年（2011 年）3 月の東日本大震災の甚大な津波被害を目の当たりにし、日本人の防災への意識が大きく変わってきた。

平成元年度に整備された防災行政無線については、平成 22 年度に改良工事によりデジタル化し、各家庭に個別受信機を設置した。同時に国の一斉警報システムである Jアラートも整備され、緊急時の住民への情報提供体制が整えられた。しかしながら、平成 22 年度の改良工事より 10 年以上が経過し、防災行政無線設備に不具合も生じてきているため設備の更新も視野に検討していく必要がある。

また、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所と大規模災害時の応援協定をはじめ関係機関等と災害時に関する協定を締結して防災面での応援体制の強化を図っている。

【対策】

防災対策の充実を図り、災害に強い町づくりを推進するため、次のような施策を行う。

- イ. 国土強靱化地域計画及び地域防災計画の見直し
- ロ. 防災マップの作成
- ハ. 緊急時対応マニュアルの作成
- ニ. イン트라ネット事業等を活用した情報提供

(10) 感染症発生時における住民の生活の安定等に関する事項

【現状と問題点】

町内における新型コロナウイルスのまん延は、もともと医療職の人数が少なく脆弱な医療保健体制下において、通常の保健医療体制の確保と感染拡大防止のための予防接種体制構築の両立の難しさを浮き彫りにした。また、島内で感染事例が発生した際には最終的に自宅での療養となったことから、同様の事例が発生した時に備え、自宅での療養に必要な資機材の確保と備蓄の必要性が再認識された。

【対策】

以上のことを踏まえ、今後、次のような施策を行う。

- イ. まん延防止と重症化防止のための予防接種体制の構築
- ロ. 感染症に関する住民への情報提供
- ハ. 必要な資機材の確保と備蓄
- ニ. 感染者の自宅療養の支援体制構築

(11) 小規模な離島への配慮に関する基本的な事項

【現状と問題点】

2次離島への物資の輸送手段は、町営船及び自家用船が主な手段となっている。現在、自家用車、家屋の修繕等に係る資材、合併浄化槽の引き抜き汚泥、農業機械、農作物等、生活や生業に係る大型・大量の物資は、町営船や自家用船には載らず、各離島地区が所有する大型の運搬船で運搬している。2次離島での生活には不可欠な運搬船のため、整備から数十年が経過し老朽化している運搬船を今後も適切に管理しながら維持していく必要がある。

【対策】

- イ. 各離島地区が所有する運搬船の維持管理・改修等への支援

(12) その他（まちづくり）（前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項）

【現状と問題点】

小値賀町は、そのほとんどの島々が西海国立公園に指定されており、中でも野崎島は、その雄大な自然が高く評価されている。

平成30年7月4日には「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の資産の一つとして「野崎島の集落跡」が世界文化遺産に登録された。野首集落跡には明治41年、鉄川與助による設計施工により完成した、貴重な文化財、旧野首教会が所在しており、来訪者に町のキリシタン史を伝えている。

世界遺産には、資産自体を核としたまちづくりを興せる魅力があり、遺産としての手厚い保護措置が得られる一方で、町には資産を適切に保護する義務が生じるため、町の文化遺産を自分達の資産として大切に守るといふ、町民の意識醸成が必要不可欠である。島全域が世界文化遺産に登録されている野崎島については、野生の鹿の食害により植物環境が破壊されているため、島全体の自然破壊を防ぐ有効な手段を確立し、保全に努める必要がある。

小値賀本島においても、優れた自然景観、独特の文化、伝統、歴史といった人を引きつける資産が多くあるが、その潜在した魅力を最大限引き出し切れていない点が課題である。

そのほか自然環境の保全及び再生、エネルギー対策、男女共同参画社会の実現など、取組みが必要な分野が多くあり、対応にあたり人材の確保及び育成が喫緊の課題である。

【対策】

小値賀町の潜在力を高め、最大限引き出すには、町民をはじめ町内のあらゆる事業者、団体等が町の活性化に取り組む基盤と、専門家、町外の支援者等の力が欠かせない。多くの町民、団体等が町に愛着を持ちまちづくりに取り組み、やりがいに繋がるような環境整備が必要である。取組みを通じ町内外で交流が生まれ、島のファン人口・サポート人口を増やし、人的ネットワークが生まれる好循環を作り出していくことは島の活性化にとって大切なことである。そのほか、山積する課題を的確に対処していく必要がある。

よって次のような施策を行う。

- イ. 世界文化遺産保存活用事業と野崎島の自然環境保全
- ロ. 各小値賀会及び小値賀町サポーターとのネットワークの構築
- ハ. 町内のシニア世代及びシルバー世代の活用の推進

- 二. 地域の特性を生かした多様なイベント等の展開と戦略的な情報発信
- ホ. おぢか国際音楽祭開催
- ハ. 域学連携による地域課題の解決
- ト. 町内まちづくり活動に対する支援
- チ. 自然エネルギーの活用研究
- リ. 男女共同参画計画の策定及びセミナー・研修等の啓発活動及び政策・方針決定の場への女性の参画に関する取り組みの推進